

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁生企発第133号
丁少発第155号
丁保発第48号
令和2年3月4日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局保安課長

許可等事務における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）
新型コロナウイルス感染症への対策については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）」（令和2年2月18日付け警察庁丙給厚第5号ほか）等において指示がなされているところであるが、各都道府県警察における生活安全警察に係る許可等事務の手続については、関係する法令及び通達によるほか、下記事項に留意の上、適切な運用に努められたい。

記

1 許可等事務に係る留意事項

- (1) 許可等事務における講習・検定及び銃砲の全国一斉検査（「銃砲の全国一斉検査の実施について（通達）」（令和2年1月21日付け警察庁丁保発第4号））の実施時期や方法については、必要に応じて柔軟な対応を検討すること。
- (2) 警察署への来署等に伴う感染リスクを低減する観点から、必ずしも来署等を要しない手続については、郵送による手続等が可能であることを教示するなど、申請者等に対して特段の配慮を行うこと。

2 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- (1) 窓口業務や講習・検定の業務等に従事する職員による咳エチケットの励行並びに石けんによる丁寧な手洗い及びアルコール消毒液による手指消毒を行うこと。
- (2) 来訪者や受講者等に、石けんによる丁寧な手洗いの励行を呼びかけるほか、体調不良又はその疑いがある場合は、状況に応じたマスク着用の呼びかけを行うこと。
- (3) 来訪者や受講者等が入退室する際に扉を開放したままにしたり、適宜換気を行うなど、感染機会を減らすための工夫を講じること。

3 その他

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法における猟銃及び空気銃の許可の基準の特例

現下の情勢に鑑みると、新型コロナウイルス感染症への感染やそのおそれ等を理由に猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けることができない旨の申立てがあった場合、当該事情は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第14条に規定する「やむを得ない事情」（第3号、第5号関係）に当たり得るこ

とから、個別の事情を斟酌してきめ細やかに対応すること。

(2) 個別の事情を斟酌したきめ細やかな対応

受講者等から講習・検定等について相談を受けた場合には、適切に手続を行う方法を教示するなど、申請者の個別の事情を斟酌してきめ細やかに対応するよう留意すること。